職場のトラブルでお困りでは ありませんか?

長野県労働委員会の「あっせん」で解決をお手伝い!

「**あっせん」とは・・・**労働者個人と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

解雇

突然解雇され 納得できない

パワハラ

上司から度を越した叱責や いじめ・嫌がらせを受けている



雇止め

何度も契約更新された後に 雇止めされた



こんなトラブル、「あっせん」で 解決できるかもしれません!



賃下げ

何の説明もなく 賃金を下げられた

従業員に理由もなく配転命令を拒否された

労働委員会による「あつせん」のメリット!

- 労働審判等と比べ、早期解決が可能です。費用はかかりません。
- お近くの県の合同庁舎(県内10か所)等で行います。
- 労働問題の実情に詳しい労使双方のあっせん員が、それぞれの立場で当事者双方から 丁寧にお話をお聞きします。
- あっせん員から、今後の労使紛争防止策等の助言を得ることができます。
- 多くの労使間のトラブルを解決に結びつけています。

あっせんQ&A

あっせんを利用するには?

県内に所在する事業所に勤務する(していた)労働者(正社員、派遣社員、パート社員問わず)又は事業主 のどちらからも申請できます。労使のトラブルでお困りの際は、まずは最寄りの労政事務所にご相談くださ い。専門の相談員があっせんの仕組み、申請方法等をご案内します。

あっせん員はどんな人ですか?

労働委員会の公益委員(弁護十、大学教授等)、 労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営 者等)と、事務局職員の4者があっせん員となります。

あっせんはどのように行われますか?

あっせん期日を定め、非公開・非対面で行います。 あっせん員が、双方のお話を個別に伺い、問題点を 整理して、歩み寄りによる解決を働きかけます。

あっせんの流れ

- ●話し合いをしても平行線のままで進展しない
- 解決するためにどうしたらいいのかわからない。
- <mark>●でき</mark>るだけ早く費用をかけずに解決したい







労 政 事 務 所

労 働 委 員 会

労働 あっせん 相談

お話をお聞きし、あっせんがふさ わしい場合は、申請を勧めます。

事務局 調査

職員が労使双方 からお話をお聞 きします。

あっせん 実施

解決 (打切り)

合意の内容に基づいて、協定書を締結し ます。(双方の歩み寄りがなく、解決が 見込まれない場合は打切りとなります。)

<受付時間>平日 8:30~17:15 労働問題に関する相談、あっせん申請窓口

2 0268-25-7144) (上田市 東信労政事務所 上田合同庁舎

2 0265-76-6833) 南信労政事務所 (伊那市 伊那合同庁舎

2 0263-40-1936) 中信労政事務所 (松本市 松本合同庁舎

2 026-234-9532) 北信労政事務所 (長野市 長野合同庁舎

あっせんに関するお問い合わせ

<受付時間>平日 8:30~17:15

詳しくは

長野県労働委員会事務局

長野県労働委員会事務局

検索

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2(長野県庁8階)

☎ 026-235-7468

Fax 026-235-7367

E-mail roi@pref.nagano.lg.jp